

議案第 2 号

運行車両の移動円滑化基準適用除外について

1 案の要旨

株式会社宮島カープタクシーが運行する宮島地域内乗合タクシーメイトプラインの運行車両について、移動円滑化基準の適用を除外する。

2 案の理由

車いす利用に配慮した構造及び設備（低床、スロープ板、乗降口の幅、車内の車いすスペース及び通路幅の確保等）を備える場合、一定の規模以上の車両が必要となり、地域内の狭小な道路における路線定期運行に支障が出るため。

なお、車いす利用者等からの運送依頼があった場合は、別途タクシーを手配する。

3 適用を除外する基準の条項及び内容

- (1) 第 37 条第 2 項第 2 号 スロープ板
- (2) 第 39 条 車いすスペース
- (3) 第 40 条第 1 項及び第 2 項 通路及び運行情報提供設備
- (4) 第 41 条第 1 項及び第 2 項 車内及び車外設備

※別紙 1 ～ 4 参照

4 実施予定日

令和 3 年 7 月 26 日（月）

移動円滑化除外認定申請除外項目一覧 広島300 あ 1093

（車両総重量5 t 以下、乗車定員23人以下（ハイエースコミューター・キャラバン等））

基準条項		該当部位		車両に必要な設備の基準仕様及び必要書類等	基準適否 該当する□にチェック		確認欄 ※記入不要
					適	否 (要適用除外)	
37条	1項	乗降口	踏み段の色	乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は再彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。 【基準に適合させるための方法】 □:乗降口の踏み段に、テープ等で縁取りを行う。 □:その他() 【確認時注意事項】 床の色が黒に対して縁取りを黄色にするなど、彩度や明度が大きく違う色にすること。 【必要書類】 □:踏み段の写真	☑		□
	2項1号		幅	乗降口のうち1以上のものが、幅が80cm以上であること。 【確認時注意事項】 乗降口の幅は有効幅で計測する。 ※手すり等がある場合においては、手すり等により一番幅が狭くなる部分で測定する。 実際に車いす等を通そうとした場合に、使用できる幅で計測。 【必要書類】 □:乗降口の写真(メジャー等で乗降口の幅を示したもの)	☑	□	□
	2項2号		スロープ	乗降口のうち1以上のものに、スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。 【必要書類】 □:スロープ板等の写真(緩和不要の場合)	□	☑	□
38条	1項	床面	高さ	床面の地上面からの高さは65cm以下でなければならない。 【確認時注意事項】 床面とは、踏み段ではなく、乗車スペースの床面を指す。 平滑な場所(コンクリートやアスファルトの上が望ましい)に駐車させ、地面からメジャー等を使用し乗車スペースの床面までの高さを測定する。 【必要書類】 □:床面高さを測定している写真(メジャー等で床面の高さを示したもの)	☑	□	□
	2項		材質	床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。 【確認時注意事項】 マット敷き等であれば良い。 ※特殊な床面の仕様とする場合は個別相談 【必要書類】 □:床面の写真(室内写真で床面が分かるものであれば兼用化)	☑		□
39条		車いすスペース	車いすスペース	車いすスペースを1以上設けなければならない。 ※設ける場合は、次の第1号から第7号について確認が必要。 各項目の確認用写真は兼用可	□	☑	□
	1号		手すり	車いす使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。 【必要書類】 □:手すりの写真	□	☑	□
	2号		平滑	車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。 【必要書類】 □:乗降口から車いすスペースまでの経路が確認できる写真(スロープ等も使用状態及び格納状態が確認できること)	□	☑	□
	3号		固定装置	車いすを固定することが出来る設備が備えられていること。 【確認時注意事項】 固定用のベルト等が必要である。 【必要書類】 □:車いす固定時の写真 □:車いす未設置状態の写真(固定ベルト等の車体取付け部が確認できること)	□	☑	□
	4号		座席	車いすスペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折りたたむことのできるものであること。 【必要書類】 □:座席展開時の写真 □:座席収納時の写真	□	☑	□
	5号		ブザー	降車ブザーを設置をする場合は、車いす使用者が利用できる位置に降車ブザーを設置すること。 ※当該車種においては、降車ブザーの設置義務はない。 【必要書類】 □:ブザーの写真(設置位置が確認できるもの)	□	☑	□
	6号		表示	車いすスペースである旨が表示されていること。 【確認時注意事項】 表示方法に制限はないが、容易に確認できるものがあること。 【必要書類】 □:表示の写真(設置位置が確認できるもの)	□	☑	□
	7号		空間寸法	車いすスペースは有効長さ70cm以上、有効幅44cm以上、有効高さ113cm以上であること。 【確認時注意事項】 寸法は有効寸法である為、実際に車いす使用者を乗車させるにあたって機器等に干渉する部分は寸法に含めない。 【必要書類】 □:車いすスペースの写真(メジャー等で各寸法を示しているもの)	□	☑	□

(裏面に続く)

移動円滑化除外認定申請除外項目一覧 広島300 あ 1093
 (車両総重量5 t 以下、乗車定員23人以下 (ハイエースコンピューター・キャラバン等))

基準条項		該当部位		車両に必要な設備の基準仕様及び必要書類等	基準適否 該当する□にチェック		確認欄 ※記入不要
					適	否 (要適用除外)	
40条	1項	通路	有効幅	乗降口から車いすスペースまでの間の通路の幅は80cm以上でなければならない。 ※通路上に折りたたみ座席が設けられている場合は、座席を折りたたんだ状態で計測する。 【確認時注意事項】 寸法は有効寸法である為、一番不利な条件で測定すること。 【必要書類】 □: 通路の写真(メジャー等で各寸法を示しているもの)	☐	☒	☐
	2項		手すりの 間隔	バスの車両内には次の要件を満足する手すりを設けなければならない。 【要件】 1. 手すりは、連続する座席3列につき1以上必要(横向き座席については、3席につき1以上) ※椅子・椅子・手すり・椅子・椅子・手すり・椅子の様に、前後若しくは左右のどちらかで座ったまま手すりが持てる配置になっていること。 2. 手すりは床面に垂直な握り棒であること 【必要書類】 □: 手すりの写真(手すりの取付け状況が確認できること。)	☐	☒	☐
41条	1項	情報 提供 設備	車内設備	バスの車両内には、次に停車する停留所の名称等のバスの運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。 【確認時注意事項】 運行に関する情報は、料金表や行き先表示をいう。 表示方法は、一覧が表示された紙媒体の掲示や電子的な表示板が想定される。 ※電子的な表示板等を設置するにあたっては、設置場所によって保安基準違反となることがあるため、支局やディーラー等とよく相談のこと。 放送設備は、肉声伝達ではなく、マイク等の放送を行う設備の設置が必要となる。 【必要書類】 □: 標示物の写真 □: 放送設備の写真	☐	☒	☐
	2項		車外設備	バス車両には、車外用の放送設備を備えなければならない。 【確認時注意事項】 放送設備は、肉声での伝達は不可なため、マイク等の放送設備の設置が必要となる。 ※特に、外向けのスピーカーについては取付け方法について、保安基準違反となる取付け方(スピーカー等が突起物になる等)や車体に穴を開ける際は改造の申請が必要になることがある為、スピーカーの設置にあたっては支局やディーラー等とよく相談のこと 【必要書類】 □: 放送設備の写真 □: 改造の結果通知書(必要に応じて)	☐	☒	☐
	3項		行き先 表示	バス車両の前面、左側面、後面には、バスの行き先を見やすいように表示しなければならない。 (確認時注意事項) 表示方法は、特段の規程はないが、雨に濡れて判別が困難になるもの・走行中に脱落しやすいものはNG。 また、設置するにあたり運転者の視界の妨げにならないように注意のこと。(特に前方向けの表示) ※マグネット式やプレートを差し込む形式等代表的な方法 【必要書類】 □: 各行き先表示が確認できる写真。(取付け位置が確認できるよう車全体が写るようにすること)	☒	☐	☐
42条			意思疎通	バスの車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。 また、当該設備を保有していることをバス車内に表示すること。 【確認時注意事項】 ペンとメモ紙を設置でよい(適合例)。 その他の方法として、ホワイトボードや磁気式メモボードがよく使用される(適合例)。 【必要書類】 □: 器具の写真 □: 収納場所の写真 □: 車内表示の写真	☒		☐

移動円滑化基準適用除外申請に係る資料

申請対象車両 広島 300 あ 1093



ステップの色（黄色の蛍光テープ）



乗降口の幅（111 cm）



通路幅（30 cm）



床面の高さ（61 cm）

